

2. 鋼船規則 M 編における改正点の解説 (非破壊試験事業所)

1. はじめに

2024 年 12 月 26 日付一部改正により改正されている鋼船規則 M 編中、非破壊試験事業所に関する事項について、その内容を解説する。

2. 改正の背景

鋼船規則 M 編 7 章には、IACS 統一規則 W35 に規定される要件を取入れ、非破壊試験事業所に対し所定の品質を確保する上で必要な要件のうち、船級の確認を要する事項を規定している。現行の要件の適用対象は、新造船の製造者の品質管理から独立している子会社又は協力会社を対象としていたが、IACS での議論の結果、同様の品質の確認は、新造船の製造における非破壊試験の実施者全般を対象とする必要がある旨合意され、適用を拡大する改正が行われた。

また、各非破壊試験事業所に対し配置が要求される監督者に必要な資格に関し、非破壊試験資格に関する社内認証制度の適用等、業界における一般的な取扱いの採用に関する要望を受け、監督者が満たすべき条件を改める等、各船級のこれまでの運用を反映する改正を行い、IACS 統一規則 W35 (Rev.1)を採択した。

このため、IACS 統一規則 W35 (Rev.1)に基づき、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

主な改正点は以下のとおりである。

- (1) 非破壊試験事業所の品質に関する要件を規定する M 編 7 章への適合確認が必要な対象を、船舶及び海洋構造物に対する非破壊試験に従事する事業所であって、建造造船所や親会社の品質管理体制から独立している非破壊試験事業所だけではなく、新造船に対して適用される非破壊試験を実施する建造造船所や親会社の品質管理体制に属する部門・事業所へも拡大した。
- (2) 非破壊試験事業所に対し配置が要求される監督者の資格及び雇用形態に関し、第三者機関による認定を受けたレベル 3 の監督者を直接雇用し常勤させることとしていたが、自社の認証制度による資格認証を可能とするとともに、社外雇用や契約ベースの雇用も許容されるよう改正した。また、第三者機関から認定を受けたレベル 3 の有資格者をコンサル用途で雇用するなどの条件を満たした場合、レベル 2 の有資格者を監督者として配置することも可能としている。